

第3節 少年事件弁護活動

少年は人格形成が未熟であり、防御能力・弁明力が乏しいため、弁護士の援助を受ける必要性は高い。しかし、現実には、弁護士が付添人となる事案はまだ少ない。

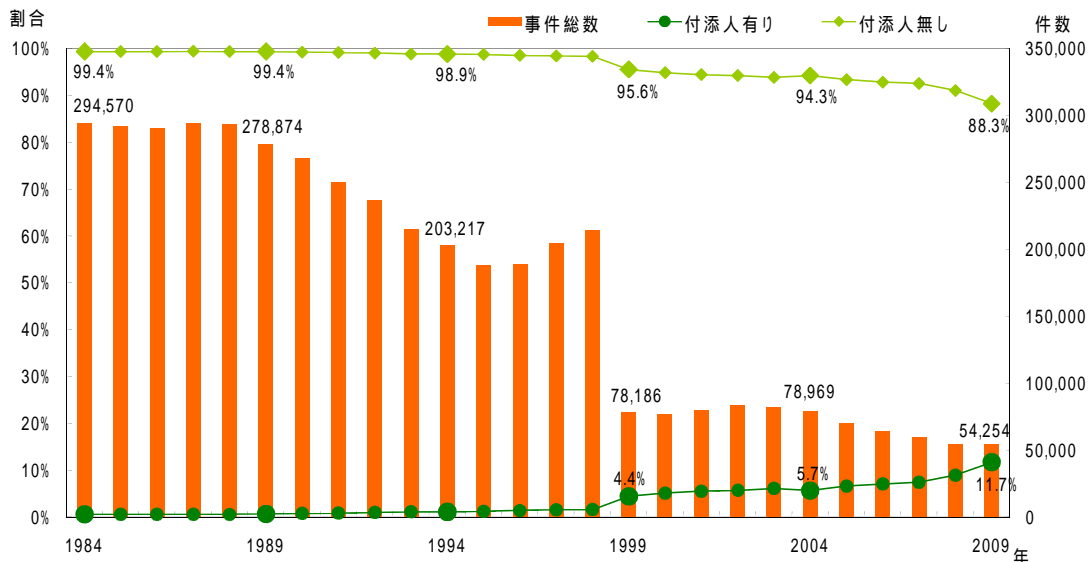
家裁に送致された後の少年には、国費で弁護士である付添人を付する制度（国選付添人制度）がなかったため、少年保護事件付添援助制度が利用されてきた。なお、2000年の少年法改正で、一定の重大事件について検察官が関与する場合に限り国選付添人が付されることとなり、さらに、2007年の少年法改正で、一定の重大事件で家庭裁判所が必要と認める場合に国選付添人が付されることとなった。

2009年5月からの被疑者国選弁護制度の対象事件の拡充により、少年である被疑者についても従来に比べて多くの被疑者国選弁護人が選任されるようになった。しかし、国選付添人の対象事件が拡大されなかったため、少年事件の被疑者国選弁護人の多くは家裁送致後にそのまま国選付添人に移行するものではない。日弁連は、被疑者国選弁護人は、家裁送致後も引き続き少年保護事件付添援助制度を利用して、付添人として活動する取組みを推進した。その結果、2009年の付添人選任数は急増している。

日弁連は、当番付添人制度の確立・拡充をはかりつつ、全面的国選付添人制度の実現に向けて取組みを進めている。

1 少年保護事件(家庭裁判所)事件数と付添人の有無の推移

下記は、家庭裁判所における少年保護事件の事件数の推移と付添人の有無について見たグラフである。事件総数の増減はあるものの、付添人選任率は極めて低い状態で推移してきた。近年になり、付添人有り件数は増加し、2009年には大きく増加しているが、全体から見るとまだ低い割合にとどまっている。



- 【注】1. 数値は、『司法統計年報（少年編）』「一般保護事件の終局総人員 - 付添人の種類別終局決定別 - 全家庭裁判所」によるもの。
2. 1999年からの事件総数は、簡易送致事件・車両運転による業務上（重）過失致死傷事件・移送・回付事件・併合審理され既済事件として集計しないもの（従たる事件）（2002年からは、危険運転致死傷事件も含む）を除いたものである。
3. 付添人は、弁護士以外でもなることが可能である。上記の「付添人有り」「付添人無し」は、弁護士以外の付添人を含めた数値である。